

こども青少年・教育委員会行政視察概要

- 1 視察月日 令和6年10月28日（月）～10月30日（水）

- 2 視察先及び視察事項
 - (1) 鹿児島県鹿児島市
チーム担任制の取組について
 - (2) 鹿児島県
教育の情報化の取組について
 - (3) 特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル（熊本県熊本市）
困難を抱える若者等に対する支援について
 - (4) 熊本県
熊本県医療的ケア児支援センターの取組について

- 3 視察委員

委員長	麓	理 恵
副委員長	横 山	勇太郎
同	望 月	康 弘
委 員	おさかべ	さやか
同	黒 川	勝
同	福 地	茂
同	竹野内	猛
同	田 中	ゆ き
同	伊 藤	くみこ
同	坂 本	勝 司

視察概要

1 視察先

鹿児島県鹿児島市

2 視察月日

10月28日（月）

3 対応者

鹿児島市立城西中学校校長（挨拶及び説明）

鹿児島市立城西中学校教頭（説明）

鹿児島市立城西中学校研修担当教諭（説明）

鹿児島市立城西中学校生徒指導担当教諭（説明）

議会事務局政務調査課主査（説明）

教育委員会学校教育課指導主事（同席）

4 視察内容

チーム担任制の取組について

ア 取組の概要

鹿児島市立城西中学校では、多くの異なる視点で変化を見取ることや子供が話しやすい教員に相談できることで、いち早く問題に気づき、一人一人に応じた支援をチームで行うことを狙いとして、学年チーム担任制を導入している。制度の主な概要としては、

- ・ 2～3学級を1グループとして、5～7人程度の教員でチームを編成する
- ・ 従来の学級担任の業務は、チームでローテーションや分担をして担当する
- ・ 道徳と学級活動の授業は、学年の教員でローテーションをして担当する
- ・ 生徒指導等の案件に対しては、状況に応じて弾力的にチームを編成して対応する
- ・ 教育相談は、生徒や保護者の希望を聞いて担当教員を割り当てる
- ・ 生徒の主体的な学級づくりを進めるために、学級運営委員会を設置する

となっている。

イ 学年チーム担任制導入までの経緯

(ア) 学級担任制の特性と課題

従来の学級担任制については、ワンオペレーション（独立性）とマルチタスク（多種業務）の2つの特性がある。前者については、学級担任である教員一人が、責任と権限を持ち学級運営に当たっている。このため、具体的な指導方針や指導方法については、担任個人の考え方や経験、個性が反映され、学級ごとに特色が出るという特性がある。また、後者については、学級担任には、授業やその準備以外に、生活の記録や担当教科の宿題の点検、生徒の心身の健康状態の観察、声かけや生活指導、家庭への連絡など、一日の中で同時に多種業務をこなすことが求められるという特性がある。

こうした特性から、学級担任制では、

- ・ワンオペレーションの視点では、情報共有の判断や指導法の裁量が学級担任に任されるため、問題が表面化しにくくなることもある
- ・マルチタスクの視点では、マルチタスクの量が学級担任のキャパシティを超えると、一人一人に応じて多角的な見方で判断することや、アサーティブで多様な対応を行う余裕がなくなる

などの課題が生じていた。

(イ) 学年チーム担任制の導入

学級担任制の課題を踏まえた学級運営の方法として、学級担任を固定せず、学級における生徒の指導や事務等の業務を複数の教員がローテーションで担当するなどして行う学年チーム担任制を導入することとなった。同制度は、①異なる多くの視点で見守る、②個に応じる指導・支援、③相談しやすいことの3つが特性として挙げられる。①については、より多くの場面で、視点が異なる複数の教員が担任の意識で教室・生徒を見守っていくことや、多くの教職員との活動や対話を通じて、生徒の多様な能力の伸長を図り、健やかな成長につなげることなどが挙げられる。②については、思春期に抱えがちな諸問題に、マンパワー（人数と適材）を集中させ、速やかに問題解決を図ることや、生徒との関係性や教員個々の得意分野を生かして、効果的な指導・支援を行うことが挙げられる。③については、生徒が相談したいと思ったときに、

気兼ねなく悩みを打ち明けられることが重要であるため、相談相手を固定せず、生徒が話しやすい教員にいつでも相談できることが挙げられる。

ウ 取組の内容

同制度は、チーム編成とローテーションの流れを決定するところから始まる。初めに、前半学級グループ（1～3組）と後半学級グループ（4～6組）にチーム編成を行い、チームの責任者を決める。この際、チーム担任学級と教科指導担当学級との整合性（一致）に留意する。その後、基本学級担当教員（年間を通じた当該学級の世話・連絡係）を決め、ローテーション方法を確認するという流れとなっている。各学級にローテーションで主担当教員（ローテーションにより、主として学級運営を行う）を配置し、他の教員はサポート担当教員（ローテーションにより、主担当教員を補佐して学級運営を行う）として配置する。なお、サポート担当教員は、緩やかに学級を割り振ることも可能となっている。生徒指導等の案件が発生した場合は、主担当教員とサポート担当教員でチームを編成して対応する。

- ローテーションについては、平常は週単位を基本とする。ただし、
- ・年度初めの学級づくり
 - ・学校行事等への取組期間（合唱コンクール、体育大会、文化祭、宿泊的行事等）
 - ・生徒指導等で継続的に指導・支援を要する事態が発生した場合
 - ・3年の進路事務の多忙な時期（出願書類の作成・提出等）

など、担当学級を一定期間固定した方がよいと思われる場合もあるが、主担当教員とサポート担当教員を機械的に割り振るのではなく、当該学級や生徒の状況に応じて臨機応変に割り振ることが大切である。

また、生徒（学級集団）と教員の価値観を照合し、目指したい学級へのコンセンサス（合意）を形成する自由な話合いの過程を重視し、生徒が主体的に学級づくりに取り組む場として、学級運営委員会を設置している。同委員会は、生徒会活動の一環として、原則、隔週火曜日の放課後に実施している。実施に当たっては、

- ・教員は、ファシリテーターの立場に徹し、生徒同士が自由に話し合える雰囲気づくりを行い、生徒の素直な思いや率直な意見を多く引き出すことを役割とする

- ・学級のリーダー的存在の運営委員が、同じ方向で結ばれていることの意義を理解させ、そのための話合いが無駄なことではないことを共有する
- ・学校生活を送る上で、自由に言い合える雰囲気があるか、からかいや冷やかしが過ぎていないか、困っている仲間がいないか等、学級の仲間として大切にしたいことを共感、共有する場とする。教員もファシリテーターとして加わり、本音で語り合う
- ・人権に関わる発言や短絡的な発想には、指導的立場で臨むことも必要

といった点に留意する必要がある。

エ 取組の成果

同制度を導入したところ、

- ・チームとしての話合いを重ねる中で、同僚性や協働性が高まった
- ・生徒の記録や道徳の授業から、子供たちが学年全ての教員の個性に触れ、信頼関係が深まっていく様子が見られた
- ・話しやすい教員にいつでも相談できる体制が、いじめ等の早期発見、早期対応につながった
- ・月2回の学級運営委員会を通して、教員が子供たちの素直な思いを受け止め、カウンセリングマインドをベースとした指導の在り方が定着した

などの成果があった。一方で、チームが機能するためにはある程度の人材が必要であり、人材を育てるための人材が必要というジレンマを抱えてしまうことや、教員が仕組みに慣れるまで学年構成に配慮が必要などの課題もある。

オ 質疑概要

Q チーム担任制はまだ貴校でしか実施していないとのことだが、市教育委員会の指導で始めたのではないか。そうでない場合、どのように制度を始めたのか。

A 学校長がイニシアチブを取り、教員に本制度を導入したいと提案したことが始まりとなっている。提案に当たっては、様々なパターンを提示して進めたと聞いている。

Q 提案した学校長は、それ以前に別の学校で本制度を実施していたのか。

A 実施していない。本校に着任するまでの間に構想を練り上げ、

本校で実施を決めたと聞いている。なお、当該学校長は、現在は高等学校の副校長をしており、そこでもチーム担任制を広めている。

Q 導入当初はハレーションが起きたと思うが、どのように解決したのか。

A 全学年を一気に行うことは難しいので、まずは1学年で試行的に実施し、検証を重ねながらその後徐々に広げていった。本校の生徒は考える力が高く、制度も受け入れて自分たちでそしゃくしながら進めていった。

Q 本制度に慣れた教員が他の学校に行くことに抵抗を覚えることはないか。

A 起こりうるが、本校で知見を蓄えてもらい、他の学校に行って制度を広げていくことが望ましいと考えている。

Q デメリットとしては、情報共有の時間が足りないとのことだが、どのように解決しているのか。

A 朝の全体打合せを週1回としているため、残りの日を学年打合せの時間としているほか、授業の空き時間や休み時間も活用し、情報共有を行っている。

Q 本制度に対する家庭の反応はどのようなものか。

A クレームはほとんどなかった。チーム担任制だと相談の窓口が多く、安心感があるとのお話をいただいている。

Q 本制度の導入は教員の負担軽減につながっているか。

A 学級担任制と比較すると、負担が軽減されている。問題があった際も他の先生が対応できるため、教員の心理的負担は減っている。また、生徒の相談の際に他の教員も同席することで、対応のノウハウが共有され、教員のスキルアップにもつながっている。

Q 進路相談にはどのように対応しているのか。

A 年度当初に担当する生徒を割り振っている。ただ、進路指導については、最初は2人で対応し、徐々に1人で対応するようにしているが、保護者からの要望については、柔軟に対応している。なお、PTAの方々からは、本制度だと相談しやすいメリットがあるが、学年PTAで完結することが多くなるため、学級PTAの開催頻度が少なくなり、保護者同士の顔合わせの機会が減るといふ御意見もいただいております、課題となっている。

Q 情報共有に関連して、各生徒の情報を電子カルテのようなもの

で共有はしているのか。

A 特別活動や日頃の様子を記録するソフトは活用しているが、頻繁には行っていないため、今後の課題となっている。

Q 本制度は、新人教員育成にはどのように役立っているか。

A 本制度の場合、チーム内にベテラン・中堅の教員が一緒にいるため、メンターのように新人を指導することができる。実際に現場では、生徒や保護者との接し方や、個別具体的な案件への対応方法などについて、客観的かつ具体的にアドバイスをを行っている。



(校長室にて説明聴取及び質疑)



(鹿児島市立城西中学校校長室にて)

視察概要

1 視察先

鹿児島県

2 視察月日

10月29日（火）

3 対応者

議会事務局次長兼総務課長（挨拶）

教育庁高校教育課長（挨拶）

教育庁高校教育課主任指導主事（説明）

議会事務局議事課主幹兼係長（説明）

4 視察内容

教育の情報化の取組について

ア 取組の概要

鹿児島県では、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、2023年12月末に策定された国の学校教育情報化推進計画を基本として、県内における学校教育の情報化の推進に関する施策を示すため、県内の教育の情報化に係る有識者等から意見等を聴取し、「未来を創る鹿児島『教育の情報化』推進プラン」を策定した。

同プランでは、県内における教育の情報化の推進に係る方向性や県教育委員会として取り組む施策、市町村教育委員会や学校の取組について期待すること、具体的な指導例等を記載しており、県教育委員会においては、関係部局等と連携しつつ、同プランに基づいて学校教育の情報化の推進を図ることとしている。

なお、教育の情報化を巡る情勢の変化が非常に早いことや、デジタル庁等の動きとも連動した情報・教育データを利活用した教育やICTを活用したSTEAM教育など、今後も様々な施策等を行っていく必要があること、国の学校教育情報化推進計画が、今後5年間に取り組むべき施策の方向性として、必要に応じ随時更新を加え、3年後を目途に見直されることなどから、同プランも今後3年程度を見据えたものとし、国の動向等も注視しつつ、随時、計画の充実・見直し等により更新を図っていくこととしている。2023年度におい

て、県内の教育の情報化に係る有識者等と協議し、意見等を聴取した上で、2024年7月にVer.1.1への更新を行っている。

イ 未来を創る鹿児島「教育の情報化」推進プランの内容

同プランは、県全域で等しく質の高い教育を受けられるための環境整備を推進することを主な目的としている。県内における教育の情報化の基本的な方針として、

- ・ 予測困難な時代において、「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり」の観点から教育の情報化を推進
- ・ ICTを文房具として日常的に活用し、主体的に考え、協働的に議論し、納得解を生み出す力を育成
- ・ 全ての学校において、日常的にICTを活用できる環境を整備し、その活用を促進
- ・ 情報化が急速に進展する社会において、子供たちに身に付けることが求められている情報活用能力の育成
- ・ 教師のマインドセット（授業観等）の変革と、主体的に学んでいく姿勢や管理職のリーダーシップの発揮
- ・ 鹿児島県の魅力ある教育資源とICTのベストミックスによる鹿児島教育DXを推進し、学びの変革による鹿児島県ならではの「令和の日本型学校教育」を実現

を定めている。

また、教育の情報化の推進に当たって大切にすべき視点として、

- ・ 児童生徒の力を育む手段としてのICT活用（目的は児童生徒に必要な資質・能力を身に付けることであり、ICTはそのための手段）
- ・ 「リアルな体験」や「つながる経験」とのベストミックスを生み出すICT活用（リアルとデジタルのベストミックスの推進、ICTを人や自然・文化等とつながる手段として積極的に活用し、交流等を加速）
- ・ 互いの学び合いによるICT活用指導力の向上～1人の100歩ではなく、「100人の1歩」の積み重ね～（多様な教育実践をつなぎ、教師も含む誰一人も取り残さない形で、新たな学びの変革を推進）

も掲げている。

具体的な施策としては以下を掲げており、Ver.1.1では、それぞれ内容の更新も行っている。

- ・「変化の激しい社会（デジタル社会）を『生き抜く力』を身に付けた児童生徒の育成」では、生成A Iの取扱いに関する基本的な考え方や活用の在り方についての文章を追加するとともに、生成A Iとの関連性が考えられる部分を加筆
- ・「新たな学びを生み出す授業の創造」では、教育データの利活用に関する部分及び生成A I活用との関連性について加筆、不登校児童生徒への支援の在り方に関する部分を加筆
- ・「教職員のICT活用指導力の向上」では、かごしま県教員育成指標に関する内容を加筆
- ・「校務の情報化の推進」では、校務における生成A I活用の考え方等について加筆
- ・「学校におけるICT環境の整備と維持管理」では、ICT環境整備、生成A I活用等も含めた情報セキュリティ確保に関する内容、保護者や地域の理解促進に関する内容を加筆

ウ 県域教育用ドメイン（アカウント）の導入

具体的な取組の一つとして、県内全ての公立学校の児童生徒と教職員に共通の県域教育用ドメインによるアカウントを発行している。これにより、児童生徒は小学校から高等学校まで同じアカウントを使用することができるため、進学や転校時の新規作成や変更が不要となっている。また、12年間同じアカウントであるため、学習成果の保存や編集・活用が可能となっている。県内全ての公立高校において、採用したOSに関係なく、M i c r o s o f tとG o o g l eの両方のコンテンツを利用することができる。アカウントの管理・運営は、県教育委員会、市町村教育委員会、県総合教育センター、各学校が連携・協力して行っている。

活用事例としては、T e a m sを活用した動画配信やファイル共有、F o r m sによる意見集約を行った生徒会活動、離島の小規模校におけるT e a m sのテレビ会議システムを活用した4校合同授業、非常時におけるT e a m sを活用した家庭と学校とをつないだ学習支援などがある。また、F o r m sを活用したアンケートの電子化及び自動集計、O n e N o t eを活用した議事録の共有など、校務改善にも活用されている。

エ 取組の成果

文部科学省が実施している令和6年度全国学力・学習状況調査報告書によれば、学校向けの質問である児童生徒一人一人に配備され

た P C ・ タ ブ レ ッ ト な ど の I C T 機 器 の 授 業 で の 活 用 状 況 に つ い て は、 鹿 児 島 県 は 令 和 5 年 度 と 比 較 し て ほ ぼ 毎 日 ・ 週 3 日 以 上 と の 回 答 は 小 ・ 中 学 校 い ず れ も 増 加 し て 約 9 割 と な っ て お り、 十 分 に 活 用 が 進 ん で い る こ と が 確 認 で き た。 一 方 で、 児 童 生 徒 向 け 質 問 で あ る 小 学 5 年 生 ま で (中 学 1、 2 年 生 の と き) に 受 け た 授 業 に お け る P C ・ タ ブ レ ッ ト な ど の I C T 機 器 の 使 用 状 況 に つ い て は、 小 学 校 は 約 7 割、 中 学 校 は 約 6 割 と な っ て お り、 教 師 と 児 童 生 徒 と の 実 感 に 大 き な 差 が あ る こ と が 分 か っ た。 児 童 生 徒 が I C T 機 器 を 使 っ て 学 び を 深 め た と 実 感 で き る 取 組 に し て い く こ と が 重 要 で あ り、 児 童 生 徒 自 身 が I C T 機 器 を 操 作 し て 学 ぶ 時 間 を 確 保 す る こ と が 今 後 の 課 題 の 一 つ と な っ て い る。

オ 質 疑 概 要

Q T e a m s 内 に お い て 開 設 さ れ た、 県 域 教 育 用 ア カ ウ ン ト 保 有 者 が ア ク セ ス 可 能 な 教 員 相 互 の 情 報 交 換 の 場 に つ い て、 ど の よ う な 相 談 が あ る の か。

A 生 成 A I や ア プ リ ケ ー シ ョ ン の 使 い 方 な ど、 技 術 的 な 相 談 が 多 い。 一 例 と し て、 テ キ ス ト マ イ ニ ン グ (ど の よ う な 意 見 が 多 い か を 視 覚 的 に 見 る こ と が で き る 機 能) の 活 用 方 法 や、 T e a m s の 具 体 的 な 使 用 方 法 に つ い て の 質 問 な ど が あ る。

Q こ の 情 報 交 換 の 場 は、 い つ か ら 行 っ て い る の か。

A 令 和 3 年 度 か ら 実 施 し て い る。

Q 登 録 者 が 1370 人 と な っ て い る が、 そ も そ も こ の 情 報 交 換 の 場 を 利 用 す る こ と が で き る 教 員 数 は ど の く ら い か。

A 約 1 万 人 で あ る。

Q 離 島 の 小 規 模 校 に お け る テ レ ビ 会 議 シ ス テ ム を 活 用 し た 合 同 授 業 に つ い て、 一 例 と し て、 事 業 者 を 招 い て の 授 業 を 取 り 上 げ て い た だ い た が、 特 別 な 授 業 の み で の 活 用 な の か。

A 通 常 の 授 業 で も 活 用 し て い る が、 先 ほ ど の 一 例 の よ う に、 外 部 と の 日 程 調 整 を 要 す る 授 業 の 場 合 な ど に よ く 使 用 す る の で、 結 果 と し て 特 別 な 授 業 で の 活 用 実 績 が 多 い。 な お、 通 常 授 業 の 活 用 事 例 と し て は、 中 学 校 に お い て、 科 目 を 兼 任 し て い る 教 員 も い る た め、 当 該 科 目 を 専 門 と し て い る 教 員 の 授 業 時 間 に 他 校 の 授 業 時 間 を 合 わ せ る 際 に 活 用 し て お り、 教 員 を シ ェ ア リ ン グ す る こ と で、 教 員 不 足 の 課 題 に 対 応 し て い る。

Q 生 徒 の 生 成 A I 活 用 に つ い て、 中 学 校 や 高 等 学 校 で は、 生 徒 の

端末には生成A Iアプリケーションが入っているのか。

A 18歳未満については、文部科学省のガイドラインにおいて保護者の同意を得ることとなっており、簡単に扱うことができる状況とはなっていない。生成A Iでは、情報を収集してしまうことがよく問題となるが、M i c r o s o f tのC o p i l o tやG o o g l eのG e m i n iなどの生成A Iでは、県域教員用アカウントで利用すれば、教員の場合は学校現場で使用されていると認識され、情報を収集しない仕組みとなっている。ただ、現状、生徒に生成A Iを使用させる機会はあまりなく、教員が使用し、結果を生徒に見せることが多い。

Q 指導のポイントとして、I C Tを活用して育成するのは、児童生徒の情報活用能力ということだが、生成A Iを活用した場合、勉強をして情報を収集するというよりは、ボタン一つで簡単に情報が収集できてしまうことになってしまわないか。

A 文部科学省のガイドラインにも記載されているが、生成A Iは誤った情報を記載することがある。そのため、記載された情報は鵜呑みにせず、あくまで最終的な判断を行うのは人間であることを指導している。一例として、ある授業で教員が意図的に生成A Iを使って回答を作成し、そのことは伝えずに生徒に見せたところ、回答の不自然さに気づき、指摘した生徒がいた。その後、生成A Iを使用して作成したことを説明したところ、生成A Iが絶対的なものではないことを学んだという感想が多く書かれていた。

Q 学校のペーパーレス化について、どの程度進んでいるか。

A 多くの学校でかなりペーパーレス化が進んでいる。全国的に先進的な取組が進んでいる学校では、教員が取組に慣れてくると生徒にも波及させる傾向が強い。本県でも、生徒に導入させる前年にまず教員の管理職がペーパーレス化を宣言し、会議資料などはT e a m s内に格納する方針とした。すると、これは授業にも応用できると考えるようになる。情報共有の土台は既にできているので、一気に取組が広がった。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(鹿児島県議会議場にて)

視察概要

1 視察先

特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル（熊本県熊本市）

2 視察月日

10月29日（火）

3 対応者

支援チーム副チーム長（挨拶及び説明）

支援コーディネーター（説明）

支援コーディネーター（説明）

支援コーディネーター（説明）

4 視察内容

困難を抱える若者等に対する支援について

ア 法人の概要

特定非営利活動法人ブリッジフォースマイルは、2004年12月に設立され、東京都で事業を開始した。「子どもたちが笑顔で社会生活を送るための知識と意欲をはぐくむ」を掲げ、子供と社会をつなぐ橋渡し役として、3つの事業を軸にした活動を行っている。

1つ目の「親を頼れない子どもたちの巣立ち支援」では、子供たちが巣立ちの際に直面する生活スキルが足りない、相談相手がいない、働くことがイメージできないなどの課題を解決するためのさまざまなプログラムを提供している。

2つ目の「子どもを支える大人を増やす伴走者の育成」では、子供たちを支える大人がスキルや知識を身に付け、継続的に伴走できるよう、運営体制を整え、研修を実施している。また、長年の支援で培ったノウハウを生かした、児童養護施設職員・里親向けのセミナーも行っている。

3つ目の「子どもを支える社会をつくる広報・啓発活動」では、社会的養育への正しい認識と関心を広め、親を頼れない子供たちが安心して巣立つことができる社会をつくるため、情報発信や広報活動、調査研究などを行っている。

イ 拠点事業の内容

同法人は、全国6か所に居場所・相談拠点を有しており、2012年

10月には、横浜市からの退所後支援事業も受託しており、施設退所者などの居場所である「よこはま P o r t F o r」を開設している。

熊本県内においては、2021年から熊本県・熊本市から施設退所児童等自立支援事業を受託しており、熊本市内に施設退所者などが気軽に立ち寄れる居場所として「かたるベースくまもと」を開設した。同施設では、仲間との交流の場として、食事を提供するほか、各種イベントを開催している。また、参加者の状況確認の機会とし、必要に応じて個別支援につなげている。

拠点事業の課題としては、国の社会的養護自立支援事業が2023年度末で終了したことが挙げられる。終了後は、社会的養護自立支援事業の居住に関する支援及び生活費・学習費等の支給については児童自立生活援助事業へ移行し、継続支援計画策定及び計画に基づく生活相談・就労相談等の支援については、自立支援拠点事業の支援計画策定及び相談支援等に引き継がれている。現在、継続支援計画による支援者数は73名であるが、事業の変わり目で熊本県内の支援が手薄になっていることなどが課題となっている。

ウ 熊本県の社会的養護の現状

2016年の児童福祉法改正により、子供が権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先原則の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働省の検討会がとりまとめた新しい社会的養育ビジョンで、里親等委託率の目標値等が示されたことを受け、熊本県家庭的養育推進計画を見直し、令和2年に地域の実情に応じた熊本県社会的養育推進計画を策定した。計画期間は令和2年から令和11年までの10年間となっている。計画は11項目で構成されているが、特に、当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）、里親等への委託の推進に向けた取組、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組、社会的養護自立支援の推進に向けた取組、児童相談所の強化等に向けた取組が重点項目となっている。

熊本県及び熊本市では、2023年度に社会的養護自立支援実態把握事業を行い、学識経験者等で構成される連絡協議会を立ち上げ、社会的養護経験者の支援ニーズを把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。アフターケア・インケアに関するアンケート調査のうち、退所者調査では、

- ・退所後の進路については全国と比較して就職が多いが、進学も増加傾向にある
- ・仕事については半数以上が非正規雇用と不安定な状況にあり、4割以上が転職を経験している
- ・家計については月収が15万円以上20万円未満になると、収入と支出がほとんど同じくらいとの回答となった
- ・健康については女性の方が不調と回答する人が多い
- ・自立準備については半数以上が開始時期としてちょうどよかったと回答している
- ・施設等からの連絡頻度については、8割以上がちょうどいいと回答している
- ・退所後の支援としては、とてもよかった、まあよかったとの回答が大幅に増加しており、利用したことがないも大幅に減少した

という結果となっている。

入所者調査では、

- ・進路予定については就職がやや多い
- ・健康については退職者調査と同様に、女性の方が不調と回答する人が多い
- ・自立支援の内容については高1、高2では分からないという回答が多いが、学年が進むにつれて自立支援の内容は具体的になっている。また、約7割の人が施設等で受けている自立支援は有効だと思いと回答している
- ・施設との関わりについては、7割弱が自分の将来、気持ちや希望の意思表示ができていると回答しているほか、自分の意思をよく伝えていると回答した人は、施設職員や里親を十分に信頼できるとの回答が多い
- ・不安と相談については、自分の生き立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちとなることがあるかという質問には、4割以上が心理的障壁を感じていると回答している

という結果となっている。同調査結果を受け、連絡協議会からは、

- ・調査結果を基に、具体的な自立支援の手法等を行政や施設等で議論するなどして、県内共通の自立支援の仕組みづくりを行うこと

- ・定期的に自立支援の現状把握を行い、検証機能を継続していくこと
- ・調査に回答しなかった（できなかった）者に焦点を当てて、求められる支援像を検討すること

の3点の提言が出されており、今後の熊本県の社会的擁護関連の施策に生かされていくことが望まれる。

エ 質疑概要

Q アンケート調査結果について、奨学金の返済は借金に含まれているのか。

A 含まれていない。ただし、奨学金返済のために生活費が不足し、生活費のために借金をするケースはある。ただ、近年は給付型の奨学金も増えているため、奨学金の返済のために借金をするケース自体は減っていると聞いている。また、近年は施設退所時に資産表を作成しており、収支を計算し、月にどのくらいの範囲で生活するのかを把握した上で退所することが主流になっている。

Q 施設に入っている子供と退所した子供の不安や状態について、施設入所者特有の強い不安などはあるのか。

A 社会的養護下の若者は、自尊心が非常に低く、漠然とした不安を抱えている傾向があり、施設入所者特有の不安があると考えている。

Q 継続支援計画の移行について、現場の意見は国の方針に反映されているのか。

A 施設やアフター支援の団体等のつながりが全国的にあり、そちらの方で意見集約を行い、国に対して絶えず要望を行っている。また、県に対しても、単に国の方針をそのまま適用するのではなく、実情に沿った内容となるよう協議を重ねているが、十分に反映されていないと感じることもある。いずれにせよ、引き続き要望は行っていき、お互いによりよいものをつくっていかねばと考えている。

Q 法人の職員については、社会福祉経験者が多いのか。また、ノウハウについては、どのように共有されているのか。

A 熊本事務局については、専門支援に従事する職員が3人となっている。全ての職員が有資格者というわけではなく、セカンドキャリアで当法人に来たという職員もいるため、支援に対して知見を有していない者もいる。ただ、スーパーバイザーを2人業務委

託しているほか、有資格者をトップとしたチーム体制となっており、定期的な支援ミーティングや研修の機会も設けている。さらに、法人本部の専門支援職員による研修や助言等もあり、様々な機会において研鑽を積んでいるところである。

Q 支援対象者と連絡が取れなくなるケースについて、その後の状況は把握できているのか。

A 先ほど紹介した退所者調査においても、施設退所後に連絡が取れなくなるケースは一定数あり、施設での追跡は難しい状況である。ただ、退所者に何か困ったことが起きたとき、最終的には施設の先生方を頼ることが多いが、連絡先を削除している場合が大半であるため、当事務局に取り次ぎを依頼してくることもある。当事務局が施設とは異なる立場の団体であることや、地方都市は都市部よりも顔の見えやすい人間関係であることなどの利点を生かしつつ、アクセスしやすい場所としていきたいと考えている。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(会議室にて)

視察概要

1 視察先
熊本県

2 視察月日
10月30日（水）

3 対応者
熊本県医療的ケア児支援センター副センター長（挨拶及び説明）

4 視察内容
熊本県医療的ケア児支援センターの取組について

ア 施設の概要

熊本県では、2021年9月に施行された、医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）第14条に基づき、国立大学法人熊本大学を熊本県医療的ケア児支援センターに指定し、2022年4月より業務を開始している。

同県では、2016年から全国に先行して医療的ケア児支援を行ってきており、熊本県補助事業として同年12月1日に小児在宅医療支援センターを開所し、医療的ケア児や重症心身障害児を対象として、相談対応、保育所・学校への入園入学支援、研修会などの人材育成、県・市町村の医療的ケア児支援体制整備の支援を行ってきた。

近年、小児医療の発展によって従来は助からなかった子供の多くが助かるようになった一方で、胃ろうや気管切開など医療的ケアを日常的に必要とする子供が増えている。しかし、医療的ケアがあると保育所・学校に入園入学が難しいといった課題がある。同センターでは、医療的ケア児支援法の趣旨に則って県内45市町村と連携し、県内の医療的ケア児・重症心身障害児とその家族に対し、切れ目のない支援を受けられるよう相談・支援・育成を行っている。

イ 事業の概要

相談では、小児在宅医療、医療的ケア児、重症心身障害児に関する一般向け、関係機関向けの相談窓口を設置している。2023年度の相談対応実績は、延べ件数で6000件を超えている。当事者家族や行政とのやり取りが最も多く、次いで学校、教育委員会関係となっている。

支援では、行政・教育機関と連携して体制を整備し、医療と保育や教育の支援を行っている。幼稚園や保育園、学校にスタッフが訪問し、ケアを行いながら支援を進めている。また、連絡調整について、熊本県及び熊本市の医療的ケア児支援検討協議会の取りまとめや、県教育委員会及び市教育委員会の医療的ケア運営協議会の委員として学校巡回等も行っている。なお、県教育委員会については、医療機関からの看護師派遣制度があるため、県医師会、各郡市医師会との連絡調整の役割も担っている。また、熊本県では生活面における医療的ケア児の三層構造を敷いており、同センターでは三次対応を行い、二次対応は市町村コーディネーター、一次対応は医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が行うこととなっている。同センターでは、県と協働し、市町村との4課協議（母子保健、保育、教育、障害福祉（＋防災担当）の関係課）を行い、医療的ケア児に関する支援体制整備のための10項目を提案するなど、体制整備に向けた取組を進めている。さらに、体制整備を目的に積極的にアウトリーチを行い、圏域配置の保育所、児童発達支援センター、基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センターとの意見交換も始めている。

学校の体制については、医療的ケア児の学校教育体制整備も行っている。医療的ケア児支援事業として、県立特別支援学校に医療機関から看護師を配置するほほえみスクールライフ支援事業、人工呼吸器の装着が必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校に看護師を派遣する医療機関に対し、補助金を交付する人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助事業を実施している。

育成では、研修会や実技講習会を実施し、小児在宅医療に係るあらゆる職種の育成を行っている。同センターが熊本大学内に設置されているという強みを生かし、医師、保健師、看護師の卵に対する講義・実技に力を入れている。このほかにも、教育学部の特別支援教育課程や養護教員養成課程においても医療的ケアに関する人材育成を行っているほか、他大学の保育士養成課程や教員養成課程、看護専門学校に対しても講義を行っている。さらに、熊本県医療的ケア児等コーディネーター支援ネットワークを形成し、コーディネーター支援と連携強化、情報共有も行っている。また、人材育成の一環として、看護師復職支援のための小児の医療的ケア研修を実施している。主に無職の看護師の資格保有者を対象に、保育園や小学

校への看護師リクルートにつなげる試みとなっており、市町村主催を基本とし、同センターは協力という形で開催している。このほかにも、あらゆる職種の人材育成を意識しており、医師会、学校医協議会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、理学療法士協会、臨床工学技士会、栄養士会、介護福祉士会とそれぞれ連携し、包括的な医療職の育成を行っている。

また、県・市町・医療的ケア児支援センターが一体となって医療的ケア児の災害対策も行っている。県主催の市町村を対象とした地域の避難支援体制づくり研修会では、自治会、民生委員、地域防災団体、市町村行政関係課（福祉・防災）、介護・福祉関係民間団体に参加いただき、同センターはオブザーバーとしてグループワーク等を行っている。あわせて、県と同センターが共同で市町村を対象とした全体研修会を年1回行っており、医療的ケア児の全数把握や避難行動要支援者名簿登載、個別避難計画作成、避難訓練実施の重要性について説明を行った後、市町村でグループワークを実施してもらっている。

ウ 質疑概要

Q 保育所の体制について、看護師がいないと医療的な手当ができず、保育士の受入れもできない。一方で、翌年医療的ケア児がその保育園に来るとは限らない。そうすると、来なかった場合その看護師は余ってしまう形となるが、それについてはどのように対応しているのか。

A 保育所からよく受ける質問であり、課題だと認識している。特に、地方部に行けば行くほど、医療的ケア児は数年に1人程度しか発生しないこともあり、継続して看護師を雇用することが難しい状況である。熊本市の規模になると、横浜市が実施しているように、いくつかの拠点を設けて継続的に医療的ケア児を受け入れられる体制づくりが必要だと考えている。

Q 学校の体制について、教員と看護師との関係性として、医療的ケア児の対応が縦割りとなってしまう、摩擦が生じてはいないのか。

A 教員と看護師との連携がうまくいかない場合の原因としては、教育環境の違いが挙げられる。看護師の場合、チーム医療と危機管理を徹底的に教え込まれており、1人で行うことがない。一方で、教員の場合、チーム教育という考えが希薄であることが多く、

看護師が配属されても基本的にはお任せの状態となるため、看護師の考え方との溝が埋まらないことがある。そうした場合は、養護教諭との連携を提案している。養護教諭は学校のことはもちろん、人によっては病院のこともよくわかっているため、看護師との連携に適している。

Q 人材育成に力を入れていると感じたが、大学や専門学校ではどのような講義を行っていて、それがどのように医療的ケア児の支援につながるのか。

A 大学や専門学校での人材育成については、10年後、20年後の未来を見据えたものとなっている。受講生が実際に学校や病院、保育所などに配属された時に、医療的ケアのことを理解して来ることが重要と考えている。教育学部の特別支援教育課程や看護師の養成課程において、教員と看護師とが連携するための考え方を教えている。

Q 看護師の復職支援について、小児病棟を経験していないと、看護師であっても医療的ケア児を診ることに對するハードルは高いと思うが、研修を受けた方はどのくらい現場に就職して定着できているのか。

A 看護師研修は、市町村の教育委員会にも協力をいただき、主に無職の看護師をターゲットとして開催している。研修では医療的ケア児に関する課題や実技等を行っており、研修を通じて前向きに考えるようになり、実際に医療的ケア児の看護師として復職する方も増えている。なお、熊本市の場合、教育委員会所属の看護師3人が支援に入っているほか、それ以外の市町村についても、本センターが支援に入っており、手厚い支援体制となっている。

Q 地域防災について、医療的ケア児の防災訓練への参加の現状について御教示いただきたい。

A 地域防災については、我々が最も力を入れている項目の一つである。これまでは、医療的ケア児は地域防災の分野の中で理解をいただくことが難しいため、単独での訓練という考えが主流となっていた。ただ、発災時は近所の方と一緒に避難することを踏まえると、市町村主催の総合防災訓練等の中で一緒に訓練を行うことが理想的であるため、近年は考えを改め、そこへ向けて話を進めているところである。

Q 医療的ケア児の個別避難計画作成状況はどうか。

- A あまり作成が進んでいないのが現状である。熊本県は他の都道府県と比較して、避難行動要支援者名簿への登載等の状況は数字として高く出る傾向にあるが、医療的ケア児を名簿に登載するかどうかの取扱いにバラつきがあり、障害者等としてくくられてしまい抜け落ちてしまうことがある。そのため、しっかり登載してもらうための取組を進めているところである。
- Q 個別避難計画に関連して、地域防災拠点の役員をしているが、高齢者の要支援でさえ、民生委員の方だけが情報を把握しており、なかなか情報が入ってこない状況となっている。こうした個人情報の壁についてどのように考えているか。
- A 個別避難計画の作成は市町村の努力義務となっているが、計画作成の第一歩としては、主治医から対象者に提案してもらう方法が効果的と考える。また、相談支援員や市町村保健師もキーパーソンとなるため、こうした関係者と連携して計画作成を進めることが重要と考える。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(会議室にて)